平成20年３月14日告示第12号

〇住宅新築事業補助金交付要綱

住宅新築事業等補助金交付要綱（平成17年阿南町告示第３号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、まちづくり活性化条例（平成10年阿南町条例第23号）の規定に基づき、本町への定住に必要な基礎的条件の整備を図るため、住宅新築事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第５号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の内容及び補助金の額）

**第２条**　前条に規定する補助金の内容及び補助金額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 用語の定義 | (１)　住宅とは、常に住居の用に供する家屋又は併用の建物の家屋の部分をいう。(２)　新築とは、新しく住宅を建てることをいう。(３)　町内施工業者とは、町内の住宅関連業者で、町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主をいう。 |
| 対象事業 | 住宅の新築又は住宅用地取得。ただし、住宅建築適地であり、土砂災害防止法における土砂災害特別警戒区域外であること。 |
| 資格者 | (１)　阿南町に住所を有し、補助金交付申請時に、年齢が65歳未満（夫婦の場合は、どちらか一方が65歳未満であればよい。）である者(２)　資格者又は同居の親族が、税、公共の使用料又は負担金を未納していない者(３)　阿南町に永住する者 |
| 事業基準 | (１)　住宅の新築の合計金額が、1,000万円以上であること。(２)　用地取得は200平方メートル以上であること。(３)　用地取得後２年以内に住宅の建築に着手すること。(４)　水道給水区域内で住宅を建てる場合は、町上水道へ加入するものとする。(５)　農業集落排水区域内で住宅を建てる場合は、町下水道へ加入するものとする。区域外の場合は、下水処理施設を設置するものとする。(６)　補助金はそれぞれ１戸１件を対象とする。 |
| 非該当事項 | 過去に、申請者が新築等で町の補助金を受けた場合若しくは申請者と同一世帯にあった者が新築等で町の補助金を受けた建物を処分して新築する場合又は補償金等を受け建築又は用地取得する場合は、当事業の対象としないものとする。 |
| 補助金の額 | (１)　住宅の新築　100万円。ただし、町内施工業者が建築する場合は、50万円を加算できるものとする。(２)　住宅用地取得　取得価格の２分の１以内とし、100万円を上限とする。 |

（補助金の事前協議）

**第３条**　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる期間において住宅新築事業事前協議届出書（様式第１－１号）及び土地取得計画書（様式第１－２号）（様式第１－３号）をそれぞれ町長へ提出しなければならない。

(１)　住宅新築補助金　建築工事着工前

(２)　住宅用地取得補助金　土地売買契約前

（補助金の事前協議結果）

**第４条**　町長は、前条の規定により事前協議届出書を受理したときは、審査及び現地調査等を行い、その結果を住宅事新築事業事前協議結果通知書（様式第２号）により通知する。

（補助金の交付申請）

**第５条**　前条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、住宅新築事業補助金交付申請書（様式第３号）に次表に掲げる書類を添えて、住宅の引渡しを受けた日から起算して６ヶ月以内に町長に申請しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 住宅新築申請　添付書類 | ・住宅建築平面図・建築工事請負契約書及び工事費内訳書・住民票の写し（世帯全員）・農地転用許可証の写し（農地転用が必要な場合に限る。）・家屋登記簿謄本の写し・工事金領収書の写し・納税証明書又は滞納のない旨の証明書・工事完成写真　数枚・その他町長が必要と認める書類 |
| 住宅用地取得申請　添付書類 | ・土地売買の契約書の写し・土地登記簿謄本の写し・土地代金領収書の写し・用地全景写真　数枚・その他町長が必要と認める書類 |

（補助金の交付決定）

**第６条**　町長は、前条に定める申請書を受理したときは、当該申請に関わる書類の審査及び現地調査等を行い、交付の可否を決定するとともに、補助金交付決定・却下通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

（請求）

**第７条**　前条の規定により補助金の交付が決定された者は、補助金交付請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

**第８条**　補助金の交付を受けた者は、次の各号に該当する場合は、既に交付した補助金を返還しなければならない。

(１)　虚偽又は不正により補助金等の交付を受けた場合

(２)　交付を受けた日から５年以内に町外へ転出した場合

(３)　その他町長が適当でないと認めたとき。

（補則）

**第９条**　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附　則**

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

**附　則**（平成21年９月18日告示第22号）

この要綱は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成26年３月20日告示第７号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

**附　則**（平成29年12月19日告示第33号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

**附　則**（令和２年３月19日告示第24号）

この告示は、公布の日から施行する。